

Q&A

【出願について】

Q 2027年3月に通信制の大学を卒業予定ですが、出願できますか？

A 2027年3月31日までに卒業見込みであれば出願が可能です。通信制であっても問題ありません。出願時は卒業見込証明書をご提出ください、入学後、卒業証明書をご提出いただく必要がございます。

Q 国外の大学を卒業していますが、出願資格に該当しますか？

A 個別に確認が必要となりますので、出願前に事務局までお問合せください。

Q 社会福祉士の国家試験を2027年2月に受験する予定ですが、精神保健福祉士短期養成通信課程に出願できますか？

A 社会福祉士資格取得見込での出願は可能です。出願時に社会福祉士国家試験の受験票のコピーをご提出ください。ただし、国家試験の結果が不合格の場合は、入学できません。その際、選考料の返金はできかねますので、ご了承ください。合格の場合、社会福祉士登録証のコピーを入学後にご提出いただけます。

Q 出願の時点で実務経験が不足していますが、出願できますか？

A 2027年3月31日時点で必要年数を満たしていれば、出願資格として認められます。出願時の「実務経験申告書」「実務経験証明書」は、見込みとしてご提出ください。右上に赤いペンで「見込」とご記入ください。入学後、必要年数を満たした「実務経験申告書」「実務経験証明書」を再度ご提出いただく必要がございます。

Q 2026年4月3日から指定施設において相談援助業務に従事していますが、実習免除として出願できますか？

A 2027年3月31日時点で必要年数を満たしていないため、実習免除とは認められません。

Q 推薦入学とは何ですか？

A 現在福祉・医療関係の施設・事業所及び機関に従事している方で、代表者より推薦を得られる方が対象となります。推薦入学でご出願の場合は、選考料が免除となります。

Q 出願者が代表者になる場合の推薦入学は、どうすればよいですか？

A 他に公印の押印権限をお持ちの方がいる場合は、他の方にご記入いただいでください。いらっしゃらない場合は、自己推薦としてご記入ください。

不安や疑問を解決!!

入学説明会・個別相談会 を開催しています。

おすすめ
ポイント

来校説明会へ参加してスクーリング会場の雰囲気や、通信学習で使用するテキスト・課題集もご確認いただけます。個別相談会はオンラインでも実施しているので、ご自身の都合に合わせてお好きな参加方法をお選びいただけます。

これから出願をお考えの皆さまの不安や疑問が解消できます。ぜひ、ご参加ください。

入学説明会・個別相談会の開催日程はコチラ

<https://www.sanko.ac.jp/tokyo-fukushi-tsushin/event>



0800-170-9025 〈平日 9:00 ~ 17:00〉

〒120-0005 東京都足立区綾瀬 2-30-6
東京未来大学福祉保育専門学校 通信課程

<https://www.sanko.ac.jp/tokyo-fukushi-tsushin>



2027年度 入学生 募集要項

本誌の掲載内容と添付書類のご案内

1 募集課程・出願資格	1・2
2 出願日程	1
3 出願方法・入学選考料・選考方法	2
4 出願書類一覧	3
5 出願から入学までの流れ	4
6 学費	5
7 専門実践教育訓練給付制度について	6
8 提携教育ローンのご案内	7
9 介護福祉士等修学資金貸付制度について	7
10 精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目について	8・9

出願書類記入例 入学願書(社会福祉士一般養成通信課程)	10
出願書類記入例 入学願書(精神保健福祉士養成通信課程)	11
出願書類記入例 推薦書	12
出願書類記入例 実務経験申告書	12・13
出願書類記入例 実務経験証明書	
社会福祉士一般養成通信課程/施設(事業所)職員・その他用	14
社会福祉士一般養成通信課程/医療機関職員用	14
精神保健福祉士養成通信課程	15

入学願書(社会福祉士一般養成通信課程)	様式1
入学願書(精神保健福祉士養成通信課程)	様式2
小論文	様式3
推薦書	様式4
実務経験申告書	様式5
実務経験証明書	
社会福祉士一般養成通信課程/施設(事業所)職員・その他用	様式6
社会福祉士一般養成通信課程/医療機関職員用	様式7
精神保健福祉士養成通信課程	様式8
調査書	様式9

相談援助業務の範囲

社会福祉士	34
精神保健福祉士	46

厚生労働省認可指定養成校/東京都知事認可校

学校法人 三幸学園

東京未来大学福祉保育専門学校 通信課程

1 募集課程・出願資格

通信課程名	修業期間	総定員	出願資格(それぞれの課程で①～④いずれかを満たす方)
社会福祉士一般養成通信課程	2027年4月1日～2028年9月30日 〈1年6か月〉	240名	①4年制大学等を卒業または2026年3月末までに卒業見込みの方 (学部・学科不問) ②3年制短期大学等(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設において相談援助業務 _{※1} に1年以上従事した方
精神保健福祉士一般養成通信課程	2027年4月1日～2028年9月30日 〈1年6か月〉	80名	③2年制短期大学等を卒業し、指定施設において相談援助業務 _{※1} に2年以上従事した方 ④指定施設において相談援助業務 _{※1} に4年以上従事した方
精神保健福祉士短期養成通信課程	2027年4月1日～2027年12月31日 〈9か月〉	80名	①福祉系4年制大学等で基礎科目 _{※2} を修めて卒業または2026年3月末までに卒業見込みの方 ②福祉系3年制短期大学等(夜間・通信を除く)で基礎科目 _{※2} を修めて卒業し、指定施設において相談援助業務 _{※1} に1年以上従事した方 ③福祉系2年制短期大学等で基礎科目 _{※2} を修めて卒業し、指定施設において相談援助業務 _{※1} に2年以上従事した方 ④社会福祉士の資格を有している方

※1 指定施設においての相談援助業務の範囲:社会福祉士はP34～P45 精神保健福祉士はP46～P50を参照ください。
 ※2 基礎科目とは「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目」を指します。基礎科目についてはP8～P9を参照ください。
 ※上記の出願資格を満たし、指定施設において相談援助業務に1年以上従事された方は実習が免除となります。

2 出願日程

出願日程	出願期間(必着)	合否通知発送日	入学手続き締切日(入金締切)
第1次	2026年 6月 1日(月)～2026年 6月30日(火)	2026年 7月10日(金)	2026年 7月20日(月)
第2次	2026年 7月 1日(水)～2026年 7月31日(金)	2026年 8月10日(月)	2026年 8月20日(木)
第3次	2026年 8月 3日(月)～2026年 8月31日(月)	2026年 9月10日(木)	2026年 9月22日(火)
第4次	2026年 9月 1日(火)～2026年 9月30日(水)	2026年10月13日(火)	2026年10月23日(金)
第5次	2026年10月 1日(木)～2026年10月30日(金)	2026年11月 9日(月)	2026年11月19日(木)
第6次	2026年11月 2日(月)～2026年11月30日(月)	2026年12月10日(木)	2026年12月20日(日)
第7次	2026年12月 1日(火)～2027年 1月15日(金)	2027年 1月25日(月)	2027年 2月 4日(木)
第8次	2027年 1月18日(月)～2027年 2月15日(月)	2027年 2月25日(木)	2027年 3月 7日(日)
第9次	2027年 2月16日(火)～2027年 3月31日(水)	選考次第随時	選考次第随時

※第1次～第4次日程の出願者については、**入学金より10,000円を免除**いたします。
 ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

3 出願方法・入学選考料・選考方法

〈出願方法〉

- ・一般入学 出願資格を満たす方
- ・推薦入学 出願資格を満たし、福祉・医療関係の施設・事業所及び機関に従事している方で、現在の勤務先の代表者より推薦を得られる方

〈入学選考料〉

- ・10,000円 推薦入学の方は入学選考料が免除となります。
 ※振込用紙はございませんので〈選考料入金先〉へお振込ください。
 ※一度納入いただいた入学選考料は返金できませんので、予めご了承ください。

〈選考料入金先〉

みずほ銀行 本郷支店
 普通 2950849
 学校法人 三幸学園
 東京未来大学福祉保育専門学校

〈選考方法〉

書類選考により実施いたします。

- ※選考の際に面談をさせていただく場合は、別途面談日をご案内いたします。
- ※黒・ブルーブラックのペンでご記入ください。消えるペン、鉛筆、パソコンで作成されたものは受付ができません。
- ※推薦書は公印を押印ください。訂正の際も公印を押印ください。個人印は認められません。

4 出願書類一覧

	提出書類	留意事項	チェックボックス
全員提出	入学願書 <input type="checkbox"/> 様式1 <input type="checkbox"/> 様式2 のいずれか	証明写真の貼付	
	小論文 <input type="checkbox"/> 様式3	所定の用紙を使用すること(パソコン使用不可)。	
	調査書 <input type="checkbox"/> 様式9		
	レターパックライト	「お届け先」欄にご自身のご住所を必ずご記入ください。合否通知の発送で使用します。※二つ折りにして同封してください。	
該当者のみ提出	大学等卒業(修了)証明書(卒業見込み含む)	出願資格①～③の方	
	旧氏名と新氏名の両方が確認できる書類	(婚姻等により)証明書記載の姓と現在の姓が異なる方のみ。戸籍抄本等	
	推薦書 <input type="checkbox"/> 様式4	推薦入学者のみ 施設・事業所等で記載。公印の捺印が必要(パソコン使用不可)。	
	入学選考料(10,000円)	一般入学者のみ P2(選考料入金先)へ振込。振込明細書を願書裏面へ貼付。	
	実務経験申告書 <input type="checkbox"/> 様式5	実務経験のある方 ご自身で記入。証明権者の欄には実務経験証明書の施設・機関代表者名を記入。	
	実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 様式6 <input type="checkbox"/> 様式7 <input type="checkbox"/> 様式8 のいずれか	実務経験のある方 施設・事業所等で記載。公印の捺印が必要。	
	精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修(見込)証明書	精神短期の方 精神保健福祉士短期養成通信課程の①～③の方 HPに指定の様式があります。印刷してご使用ください。	
	社会福祉士登録証または受験票の写し	精神短期の方 精神保健福祉士短期養成通信課程の④の方	
	ソーシャルワーク実習履修証明書	精神短期実習対象の方 精神保健福祉士短期養成通信課程の出願者で該当する方	
	介護実習履修証明書 ソーシャルワーク実習履修証明書	社会福祉実習対象の方 社会福祉士一般養成通信課程(現場実習対象)の出願で該当する方	
三幸グループ卒業・修了証明書類	三幸割引対象の方 三幸グループ割引制度をご利用される場合		
東京未来大学福祉保育専門学校通信課程 修了証書の写し・申請書	紹介割引対象の方 紹介割引制度をご利用される場合		

〈その他の留意事項〉

- 卒業(修了)証明書・履修証明書は出身学校が発行する証明書の原本をご提出ください。卒業証書・履修証明書のコピーでは受け付けられません。
- 出願時に卒業見込みの方は、出願時に卒業見込証明書をご提出ください。入学後、卒業証明書をご提出いただけます。
- 実務経験申告書及び実務経験証明書について、2027年3月31日で相談援助業務の必要年数を満たす方は、出願時に欄外朱書きで「見込」と記入してください。入学後、改めて必要年限を満たした実務経験申告書及び実務経験証明書を提出していただく必要がございます。
- 指定施設における相談援助業務が2027年3月31日時点で必要年数を満たしている方は、実習の履修が免除されます。
- 各種証明書については、願書提出日より3か月以内のものに限ります。
- 入学辞退する場合は、入学に関する書類の返却はできません。ご了承ください。

5 出願から入学までの流れ

出願者

出願書類の作成・提出

出願の課程や出願資格により、提出書類が異なります。P3をご確認ください。

※出願書類に不備がある場合、すべての書類が揃うまで選考の対象になりません。

提出については、同封の封筒を使用して『簡易書留』にてお送りください。

※持ち込みでの受付は行っておりません。

出願

学校

合否通知発送

書類選考後、合否通知を P1『合否通知発送日』にご提出いただいたレターパックライトにて郵送いたします。

※書類に不備があった方は、『合否通知発送日』には送付できない場合がございます。

合格者

入学手続き

合格者には合格通知と入学手続き書類を郵送いたしますので、『入学手続き締切日』までに手続きください。

※指定期日までに手続きが完了していない場合は、入学が取り消しになる可能性がございますので、ご注意ください。

学校

入学許可

入学手続きが完了後、「入学手続き締切日」以降順次、入学許可証と今後のご案内を郵送にてお送りいたします。

学校

教材発送

テキスト・課題集・学習の手引き等をお送りいたします。

※2027年3月末の発送となります。

6 学費

(単位:円)

課程	実習有無	入学金	授業料	実習費	合計	
社会福祉士 一般養成通信課程	実習あり	30,000	270,000	160,000	460,000	
	実習一部免除	30,000	270,000	120,000	420,000	
	実習免除	30,000	270,000	—	300,000	
精神保健 福祉士	一般養成 通信課程	実習あり	30,000	270,000	210,000	510,000
		実習免除	30,000	270,000	—	300,000
	短期養成 通信課程	実習あり	30,000	190,000	210,000	430,000
		実習一部免除	30,000	190,000	153,000	373,000
		実習免除	30,000	190,000	—	220,000
		実習免除	30,000	190,000	—	220,000

※学費は、経済情勢の変動等の事情により変更することがあります。
 ※教材費(テキスト代等)は上記金額に別途かかります。テキストは当校で一括購入をいたしますので、予めご了承ください。
 教材費の目安は、社会福祉士・精神保健福祉士一般養成通信課程は65,000円程度、精神保健福祉士短期養成通信課程は30,000円程度です。価格改定により、教材費が変更になる場合もございます。
 ※実習免除者の条件:指定施設において相談援助業務に1年以上従事した方
 ※実習一部免除者の条件:[「ソーシャルワーク実習」を履修済みの方]

早期出願免除制度

第4次出願日程までに
出願した方は、
入学金より**10,000円**を
免除いたします。

紹介割引制度

東京未来大学福祉保育
専門学校通信課程の修了
生から紹介された方は、
入学金全額(30,000円)が
免除となります。
※申請書はホームページよりダウンロード
してください。

三幸グループ割引制度

三幸グループの講座、専門学校
などを修了・卒業された方は、
入学金全額(30,000円)が
免除となります。
※ご出願の際には証明する書類が必要となり
ますので、詳しくはお問い合わせください。

〈お支払い方法〉 学費のお支払いは3つの方法がございます。

1
銀行振込

〈一括のみ〉

2
クレジットカード
決済

VISA

JCB

MASTER

〈一括もしくは分割〉

3
教育ローン

〈補足事項〉

※3月31日までに入学を辞退される場合は、出願時の選考料及び入学手続き時の入学金はお返しできません。
 4月1日以降の場合は退学扱いとなるため、学費も含めた一切の返金ができませぬのでご注意ください。
 ※クレジットカード決済の場合、上記学費に別途事務手数料がかかります。予め、ご了承ください。
 ※実習に係る健康診断やその他検査等の費用・交通費・宿泊費については別途自己負担となります。
 ※複数課程に出願する場合の学費についてはお問い合わせください。

7 専門実践教育訓練給付制度について

社会福祉士一般養成通信課程 (実習免除)
 (NEW) 社会福祉士一般養成通信課程 (実習あり)
 (NEW) 精神保健福祉士一般養成通信課程 (実習免除)
 精神保健福祉士短期養成通信課程 (実習免除)

専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の割合額(上限有)がハローワークから支給されます。

当校における対象課程

社会福祉士一般養成通信課程 実習免除の方 指定番号:1310165-1720021-6
 (NEW)社会福祉士一般養成通信課程 実習ありの方 指定番号:1310165-2610011-3
 (NEW)精神保健福祉士一般養成通信課程 実習免除の方指定番号:1310165-2610021-6
 精神保健福祉士短期養成通信課程 実習免除の方指定番号:1310165-2010011-3
 ※その他の課程は対象外となります。ご了承ください。申請手続き期日:2027年2月26日

お申込みから支給申請までの流れ

① 支給要件照会手続き

住所地を管轄するハローワークでご確認ください。

③ 支給資格確認申請等

【受講前の事前申請手続き】
 【注意】受講開始の1か月前(2027年2月26日)までの手続きが必須です。

ハローワークで配布している「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご確認の上、手続きをしてください。
 2027年2月26日までにハローワークへの手続きが完了しない場合は、給付を受けることはできません。

※当校への出願はハローワークへの支給資格確認申請の前後を問いませんが、支給資格確認申請を行うにあたり、受講する学校を決定する必要があります。

⑧ 支給申請手続き

下記の申請期限までに、支給申請書類等の必要書類を、ご自身の住所を管轄するハローワークに提出し、給付金の支給申請手続きを行ってください。手続き後1、2週間程度で支給されます。手続き期間等の詳細につきましては、ハローワークまでお問い合わせください。

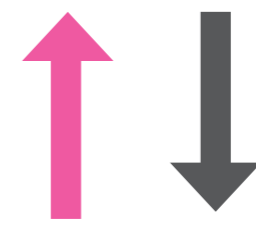
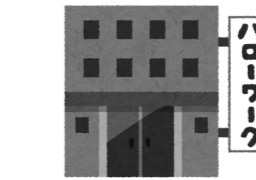
■受講期間中/受講開始日から6か月ごとの期間の末日の翌日から起算して1か月以内

■受講修了時/受講修了日の翌日から起算して1か月以内

■受講修了後/社会福祉士・精神保健福祉士を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、雇用された日の翌日から起算して1か月以内

⑤ 入学手続き

当校の入学手続きのご案内に則り、お手続きをお願いいたします。



② 支給要件の回答

④ 受給資格者証の交付

⑨ 決定通知書

受講のために受講されるご本人様が支払った学費の50%相当額(年間上限32万円)が支給されます。受講修了後、社会福祉士または精神保健福祉士を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合には、70%相当額(年間上限48万円)が支給されます。

⑦ 支給申請書発行

受講修了時
 修了認定基準を満たした方に、支給申請に必要な書類を発行いたします。

⑥ 受講開始

受講開始後は受講認定基準・修了認定基準を満たす必要があります。

8 提携教育ローンのご案内

当校では信販会社と教育ローン契約を結んでおります。簡単な手続きで、ご入学に際し必要な学費のローンを組むことができます。ご希望の方には、入学手続きの際にご案内いたします。

●株式会社オリエントコーポレーション

入金方式	オリエントコーポレーションから本学指定口座へ直接振り込みます。	ご返済方法	●通常返済	お申込みの翌月からあらかじめご指定いただいた金額をお支払いする方式です。
ローン申込対象者(契約者)	本学へ入学または在学する学生の親権者(法定代理人)、安定した収入のある方 ※ご契約にはオリエントコーポレーションの審査がございます。		●ステップアップ返済	在学中は元金を据え置き、分割手数料のみお支払いいただきます。 ※卒業後は通常返済となります。
ローン対象費用	本学に入学または進級に必要な学費納付金(入金金・授業料・テキスト・教材費・実習費等)		●親子リレー返済	学生様が卒業後にご返済を引き継ぐ方式です。
ローンご利用金額	10万円以上500万円以下(ご利用残高合計額) ※1回のご利用金額は納付書(振込用紙)等の記載金額となります。		オリエントコーポレーションHPでシミュレーションが出来ます。 【オリコ学費】で検索 → 『ご返済シミュレーション』	
お支払回数(期間)	最長150回(12年6か月) ※一部繰上返済可能(3万円以上)。繰上返済手数料は不要です。	申込方法	●WEB申込み	※オリエントコーポレーションHPからお申込み可能です。
分割払手数料率(金利手数料)	実質年率4.0%(固定)		●電話申込み(郵送対応)	

9 介護福祉士等修学資金貸付制度について

入学時点で利用される方は出願後に学校へ必ずご連絡ください。

介護福祉士等修学資金貸付制度とは

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、都道府県の社会福祉協議会等が修学資金の貸付を行う制度です。卒業後5年間、貸付を受けた都道府県内で社会福祉士として行う業務に継続して従事すれば全額返還免除となります。※国家資格の登録が必要です。

《貸付内容》例:東京都の場合(自治体により異なる場合があります。)

学費分 月額 5 万円以内 × 正規の修学期間	+	入学準備金(任意) 入学年度のみ 20 万円以内	+	就職準備金(任意) 最終回のみ 20 万円以内	+	生活費加算 生活保護受給世帯又はそれに準ずる世帯と認められた場合(別途要件あり) 例:23区在住で申請時18歳の方 加算月額42,000円
--	---	--	---	---	---	---

※申込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人(個人または法人)を1名立てていただきます。(別途要件あり)
※入学前に貸付金が振り込まれることはありません。入学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
※上記は貸付限度額のため、貸付は修学に必要な額のみとなります。

対象者 ※東京都の例

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学し、次の①～⑤をすべて満たす方

- 次のいずれかを満たしている
(ア)東京都内に住所を有している(住民登録している)
(イ)東京都内の養成施設に在学している
(ウ)養成施設の学生となった年度の前年度に都内に住所を有していて、養成施設での修学のため都外に転居した
(エ)介護福祉士養成施設に在学する方については、上記(ア)～(ウ)によらず、養成施設を卒業後に東京都内において返還免除対象業務に従事しようとする意思がある
- 介護福祉士・社会福祉士として、継続して5年以上返還免除対象業務に従事する意思がある
- 学業が優秀である又は養成施設卒業後、中核的な介護職等として返還免除対象業務に従事する意欲があり、国家資格取得に向けた向学心がある
- 経済的援助を必要としている(別途、基準あり)
- 他県等が実施する同種の修学資金を借りていない
※併用が認められない制度は他にもあります

返還免除 ※東京都の例

次のすべてを満たした場合、返還免除となります

※要件を満たさない場合は全額返還となります

- 養成施設卒業後、1年以内に
- 介護福祉士もしくは社会福祉士の国家試験に合格・資格登録をしたうえで、
- 東京都内の社会福祉施設等に就職し、
- 5年間(過疎地域での従事または中高年離職者の場合は3年間)継続して返還免除対象業務に従事

お問い合わせ

制度の詳しい内容については、貸与を希望する各都道府県の社会福祉協議会にお問い合わせください。尚、お申込みは入学予定の学校(当校)を通じて行う必要がありますのでご注意ください。

10 精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目について

精神保健福祉士短期養成通信課程 P1～P2出願資格①～③の方

基礎科目履修証明書はHPに指定の様式がございますので、印刷してご使用ください。

※基礎科目が全て履修されている事が必須となります。大学等に入学された年月日により、基礎科目名・読み替え科目が異なります。ご自身でご確認の上ご出願ください。

基礎科目《令和3年4月1日以降の入学者から適用》

- | | | |
|-------------|---------------|------------------|
| ①医学概論 | ⑤地域福祉と包括的支援体制 | ⑨刑事司法と福祉 |
| ②心理学と心理的支援 | ⑥社会保障 | ⑩社会福祉調査の基礎 |
| ③社会学と社会システム | ⑦障害者福祉 | ⑪ソーシャルワークの基礎と専門職 |
| ④社会福祉の原理と政策 | ⑧権利擁護を支える法制度 | ⑫ソーシャルワーク演習 |

科目名	読み替え科目
医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心理的支援 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム ②家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法 ②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児()者福祉、障害児()者福祉制度、障害児()者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総論のうちのいずれかの2科目
刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
ソーシャルワークの基礎と専門	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基礎と専門職、相談援助、相談援助の基礎と専門職
ソーシャルワーク演習	精神保健福祉援助演習・精神保健福祉援助演習(基礎)・相談援助技術演習・精神保健福祉援助技術演習・精神保健福祉演習・社会福祉援助技術演習・社会福祉演習・相談援助演習・ソーシャルワーク演習

従来の基礎科目《平成24年4月1日から令和3年3月31日までに入学者に適用》

- ・「社会福祉に関する科目を定める省令」(以下「社会福祉科目省令」という。)
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」(平成20年3月28日付け厚生労働省社援発第0328005号。以下「読替の範囲」という。)

科目名	読み替え科目
人体の構造と機能及び疾病	・社会福祉科目省令に規定する「人体の構造と機能及び疾病」 ・読替の範囲に規定する「人体の構造と機能及び疾病」
心理学理論と心理的支援	・社会福祉科目省令に規定する「心理学理論と心理的支援」 ・読替の範囲に規定する「心理学理論と心理的支援」
社会理論と社会システム	・社会福祉科目省令に規定する「社会理論と社会システム」 ・読替の範囲に規定する「社会理論と社会システム」
現代社会と福祉	・社会福祉科目省令に規定する「現代社会と福祉」 ・読替の範囲に規定する「現代社会と福祉」
地域福祉の理論と方法	・社会福祉科目省令に規定する「地域福祉の理論と方法」 ・読替の範囲に規定する「地域福祉の理論と方法」
社会保障	・社会福祉科目省令に規定する「社会保障」 ・読替の範囲に規定する「社会保障」
低所得者に対する支援と生活保護制度	・社会福祉科目省令に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」 ・読替の範囲に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」
福祉行財政と福祉計画	・社会福祉科目省令に規定する「福祉行財政と福祉計画」 ・読替の範囲に規定する「福祉行財政と福祉計画」
保健医療サービス	・社会福祉科目省令に規定する「保健医療サービス」 ・読替の範囲に規定する「保健医療サービス」
権利擁護と成年後見制度	・社会福祉科目省令に規定する「権利擁護と成年後見制度」 ・読替の範囲に規定する「権利擁護と成年後見制度」
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	・社会福祉科目省令に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 ・読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」
精神保健福祉相談援助の基礎(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基礎と専門職」 ・読替の範囲に規定する「相談援助の基礎と専門職」
精神保健福祉援助演習(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助」 ・精神保健福祉援助演習・相談援助技術演習 ・精神保健福祉援助技術演習・ソーシャルワーク演習

出願書類記入例

様式1 入学願書【社会福祉士一般養成通信課程】

記入者：出願者本人

従来の基礎科目《平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用》

科目名	読み替え科目
人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識
心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会理論と社会システム	①社会学 ②家庭社会学及び地域社会学の2科目
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目
保健医療サービス	保健医療、保健医療制度、医療制度
権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれか2科目
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論

従来の基礎科目《平成21年3月31日以前の入学者に適用》

科目名	読み替え科目
社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論
社会福祉保障論	社会保障概論、社会保障
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護
地域福祉論	地域福祉
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク
医学一般	医学概論、医学知識
心理学	①心理学概論 ②臨床心理学と発達心理学を履修していること
社会学	①社会学概論 ②家庭社会学及び地域社会学を履修していること
法学	①法学概論、法律学 ②憲法、民法及び行政法を履修していること

(表)

東京未来大学福祉保育専門学校 受付日 年 月 日

2027年度 入学願書

【社会福祉士一般養成通信課程】

出願方法	<input checked="" type="checkbox"/> 推薦入学(推薦書あり) <input type="checkbox"/> 一般入学	正面上半身脱帽証明書用写真貼付
フリガナ	ミライ ハナコ	3か月以内に撮影したカラーのみの写真の裏面に氏名を記入して完全に貼付する。タテ4cm×ヨコ3cm 背景無地
氏名	未来 花子 (旧姓)	
生年月日	西暦 1997年 5月 10日 (2027年4月1日 時点 28歳)	
現住所	〒120-0005 東京都足立区綾瀬 2-30-6	
電話番号	自宅: 03 (5629) 3782 携帯電話: 080 (0000) 0000	
メールアドレス		
最終学歴(学校名)	④ 東京未来 (大学) 短期大学(4年制) (卒業、修了) 専門学校(年制)・高等学校 卒業(修了)見込	
現在の勤務先	未来児童相談所	
職歴	2019年4月~2020年3月 株式会社未来 2020年4月~年月 未来児童相談所	
取得資格(医療福祉心理系)	社会福祉主事任用資格	
出願資格	<input checked="" type="checkbox"/> ①一般大学等4年 実務経験1年以上有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ②3年制短期大学・3年制専門学校 + 実務経験1年 <input type="checkbox"/> ③2年制短期大学・2年制専門学校 + 実務経験2年 <input type="checkbox"/> ④実務経験4年	
現場実習に行かれる方	「ソーシャルワーク実習」履修による実習一部免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「介護実習」履修による実習一部免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
署名	未来 花子 (捺印)	

※裏面へもご記入ください。 様式1

① 希望する出願方法に✓をつけてください。必ずどちらかの出願方法に記入をお願いします。

② 生年月日や年齢、現住所や電話番号など、漏れの無いように記入してください。資料の発送等にも使用しますので、住所の番地やマンション・アパート名も省略しないで記入してください。

④ 最終学歴(最後に卒業した教育機関)について記入してください。

⑥ 本冊子P1~2をご確認いただき、該当する出願資格に✓をつけてください。

③ 必ず写真を貼り付けてください。写真の裏面に氏名を記入してください。

⑤ 勤務経験のある方は、複数ある場合も漏れの無いように会社名等を記入してください。ただし、記入しきれない場合は福祉・医療関係や直近のものを優先してご記入してください。

⑦ 内容を必ず確認し、自署にて署名・捺印をお願いいたします。

(裏)

スクーリングクラスの希望

●日程表に掲載されているクラスからお選びください。 ●ご希望クラスをご記入ください。 ●必ず第3希望までご記入ください。

クラス	第1希望 【綾瀬土曜】クラス
	第2希望 【池袋】クラス
	第3希望 【○○○○】クラス

※記入に不備があった場合、入学手続きはできませんのでご了承ください。 ※当校の個人情報保護規定に、上記の情報は厳重に管理いたします。

(_____ スクーリングクラス・リスト _____)

教育訓練給付制度の申し込み 社会福祉士一般養成通信課程(実習免除)限定
※該当する通信課程に印を入れてください。 精神保健福祉士短期養成通信課程(実習免除)限定

三幸グループ割引制度の申し込み 三幸グループの講座、専門学校などを修了・卒業された方
※該当する方は印を入れてください。

振込銀行名: _____
振込支店名: _____
振込口座名義人: _____

※記入に漏れがないかご確認ください。 東京未来大学福祉保育専門学校

⑧ 記載されている場所、開講曜日ごとに、必ず第3希望まで記入してください。

⑨ 一般入学にて出願される方は、選考料の振込明細書の原本を貼り付けてください。ネットバンキングを利用した場合は、振込完了画面をプリントしたものを貼り付け、または必要事項を記入してください。

注意

- ・パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- ・黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。(消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。)
- ・修正液等での修正は認められませんので、印鑑にて訂正ください。

出願書類記入例

様式2 入学願書【精神保健福祉士養成通信課程】

記入者：出願者本人

(表)

東京未来大学福祉保育専門学校 受付日 年 月 日

2027年度 入学願書

【精神保健福祉士養成通信課程】

① 養成種別 希望する課程いずれかに必ず✓をつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 短期	正面上半身脱帽証明書用写真貼付
② 出願方法 希望する出願方法に✓をつけてください。必ずどちらかの出願方法に記入をお願いします。	<input type="checkbox"/> 推薦入学(推薦書あり) <input checked="" type="checkbox"/> 一般入学	3か月以内に撮影したカラー写真の 写真の裏面に氏名を記入して完全貼付する。 タテ4cm×ヨコ3cm 背景無地
フリガナ	ミライ ハナコ	③ 必ず写真を貼り付けてください。写真の裏面には氏名を記入してください。
氏名	未来 花子 (旧姓)	
④ 生年月日 生年月日や年齢、現住所や電話番号など、漏れの無いように記入してください。資料の発送等にも使用しますので、住所の番地やマンション・アパート名も省略しないで記入してください。	西暦 1997年 5月 10日 (2027年4月1日時点 28歳)	
〒120-0005 東京都足立区綾瀬 2-30-6		
電話番号 携帯電話: 080 (0000) 0000		
メールアドレス		
⑥ 最終学歴(最後に卒業した教育機関)について記入してください。	東京未来 (大学) 短期大学(4年制) 卒業・修了 専門学校(年制)・高等学校 (卒業(修了)見込)	
学部: こども心理学部 学科: こども心理学科		
現在の勤務先		
職歴	年 月～ 年 月	⑤ 勤務経験のある方は、複数ある場合も漏れの無いように会社名等を記入してください。ただし、記入しきれない場合は福祉・医療関係や直近のものを優先してご記入してください。
取得資格 (医療福祉心理系)		
⑦ 本冊子P1～2をご確認いただき、該当する出願資格に✓をつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当欄にチェックを入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> ①一般大学等4年 実務経験1年以上有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ②3年制短期大学・3年制専門学校 + 実務経験1年 <input type="checkbox"/> ③2年制短期大学・2年制専門学校 + 実務経験2年 <input type="checkbox"/> ④実務経験4年 <input type="checkbox"/> ①4年制福祉系大学等で基礎科目を履修 実務経験1年以上有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ②3年制福祉系大学・専門学校で基礎科目を履修 + 実務経験1年 <input type="checkbox"/> ③2年制福祉系大学・専門学校で基礎科目を履修 + 実務経験2年 <input type="checkbox"/> ④社会福祉士(登録見込み含む) 実務経験1年以上有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 「ソーシャルワーク実習」履修による実習一部免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※裏面へもご記入ください。

様式2

(裏)

現場実習に行かれる方
当校では平日に現場実習を実施いたします。現場実習に行かれる方は、以下の内容をご確認の上、ご署名とご捺印をお願いいたします。
※病院と施設等の2か所での実習が必要となります。
現場実習は平日連続で実施することを承諾いたします。
署名 未来 花子

⑧ 内容を必ず確認し、自署にて署名・捺印をお願いいたします。

スクーリングクラスの希望
●日程表に掲載されているクラスからお選びください。 ●ご希望クラスをご記入ください。 ●必ず第2希望までご記入ください。

⑨ 記載されている場所、開講曜日ごとに、必ず第2希望まで記入してください。

第1希望 【綾瀬土曜】クラス
第2希望 【池袋】クラス

⑩ 一般入学にて出願される方は、選考料の振込明細書の原本を貼り付けてください。ネットバンキングを利用した場合は、振込完了画面をプリントしたものを貼り付け、または必要事項を記入してください。

※記入に漏れがないかご確認ください。

東京未来大学福祉保育専門学校

出願書類記入例

様式4 推薦書 / 様式5 実務経験申告書

記入者：施設・事業所等

推薦書 (推薦入学の方)

現在の勤務先の代表の方からに限る
※願書提出日より3か月以内のものに限る。

- 願書に記載した内容と同様に記入してください。
- 推薦日をご記入ください。

推薦書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校
学校長 殿

入学にあたり、下記の者は人格ともに優秀な者として認めますので、貴校へ推薦いたします。

フリガナ	ミライ ハナコ	生年月日	西暦 1997年 5月 10日
氏名	未来 花子		

西暦 年 月 日

《推薦者》

所在地	③ 推薦者の事業所名、所在地、推薦者氏名を記名していただき、公印での押印をお願いいたします。
施設・事業所名	
推薦者名	④

様式4

実務経験申告書

記入者：出願者本人

- 実務経験申告書は、入学希望者本人が記入してください。
- 2つ以上ご記入いただいた場合はそれぞれの実務経験証明書を提出いただき、必要がございます。ご注意ください。
- 証明権者は、実務経験証明書の施設・機関の代表者名を記入してください。・押印は不可
- 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

実務経験証明書を併せてご提出ください。

実務経験申告書

出願校名 学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校
学校長 殿

申告者住所 東京都足立区綾瀬 2-30-6
申告者氏名 未来 花子

私の相談援助に関する実務経験は次のとおりです。実務経験証明書を添えて申告いたします。

所属している(していた)施設名または機関名	職種【コード】	所属期間	証明権者(注4)
就労継続支援B型事業所 みらい	生活支援員 [F98-1]	西暦 2015年 4月 1日 現在 年 月 日 (所属期間 11年 9か月)	三幸太郎
[]	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 月)	
[]	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 月)	
[]	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 月)	
[]	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 月)	

⑦ 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

⑥ 実務経験証明書の証明した日付までの期間をご記入ください。提出日や記入日ではありません。

様式5

出願に関する個人情報の取り扱いについて

本校では、個人情報(住所・氏名・電話番号などの個人を識別できる情報)保護にあたって適切な管理体制にもとづき取り扱っております。なお、出願書類に記載された個人情報は、資料送付、その他ご案内の連絡のためにのみ使用させていただきます。

注意

- パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- 黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。(消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。)
- 修正液等での修正は認められませんので、印鑑にてご訂正ください。

出願書類記入例

様式5 実務経験申告書

実務経験申告書

記入者：出願者本人

《例1》過去に勤務されていた場合

実務経験証明書と併せてご提出ください。

実務経験申告書

私の相談援助に関する実務経験は次のとおりです。
実務経験証明書を添えて申告いたします。

所属している(していた)施設名または機関名	職種 [コード]	所属期間	証明権者 (注4)
就労継続支援B型事業所 みらい	生活支援員 [F98-1]	西暦 2020年 4月 1日 ～ 2021年 3月 31日 (所属期間 1年 0か月)	三幸太郎
西暦 年 月 日			

社会福祉士一般養成通信課程 施設(事業所)職員・その他用

実務経験証明書

以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 年 月 日より当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 2020年 4月 1日より 2021年 3月 31日まで当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

証明日：西暦 2026年 10月 5日

- ① 実務経験証明書の証明期間を実務経験申告書へご記入ください。
- ② 所属期間をご記入ください。

出願書類記入例

様式6 実務経験証明書(社福・施設用) 様式7 実務経験証明書(社福・医療機関用)

実務経験証明書(社福・施設用)

※願書提出日より3か月以内のものに限る。

社会福祉士一般養成通信課程 施設(事業所)職員・その他用

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校 学校長 殿

フリガナ	ミライ ハナコ	生年月日	
本人氏名	未来 花子	西暦 198●年 ●月 ●日生	
職種 (法上の職種名)	生活支援員		
施設種類 (法上の施設種類)	障害福祉サービス事業 就労継続支援を行う施設		
勤務先施設機関名	みらい		
勤務先施設機関所在地	東京都足立区綾瀬〇-〇		

以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 2016年 4月 1日より当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

証明日：西暦 2027年 1月 10日

施設・機関所在地 東京都足立区綾瀬△-△

施設・機関名 就労継続支援B型事業所 みらい

施設・機関代表者 施設長 三幸 太郎

記入者：施設・事業所

- ① 職種・施設種類については、本冊子P34～45をご確認いただき、該当する職種・施設種類を正確に記入してください。
- ② 勤務先名、所在地を省略しないで正確に記入してください。
- ③ 証明書を作成した日付を必ずご記入ください。
- ④ 証明権者の施設・機関名、所在地、推薦者氏名を記入していただき、公印で押印をお願いします。
- ⑤ 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

《例2》2027年3月をもって必要年数を満たされる場合

実務経験証明書と併せてご提出ください。

実務経験申告書

私の相談援助に関する実務経験は次のとおりです。
実務経験証明書を添えて申告いたします。

所属している(していた)施設名または機関名	職種 [コード]	所属期間	証明権者 (注4)
就労継続支援B型事業所 みらい	生活支援員 [F98-1]	西暦 2026年 4月 1日 ～ 現在 年 月 日 (所属期間 0年 7か月)	三幸太郎
西暦 年 月 日			

社会福祉士一般養成通信課程 施設(事業所)職員・その他用

実務経験証明書

以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 2026年 4月 1日より当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

証明日：西暦 2026年 11月 29日

- ① 見込
- ② 実務経験申告書の所属期間の開始日は、証明書と同じ日付～「現在」とご記入ください。
- ③ 実務経験証明書の証明日までの(現時点の)所属期間をご記入ください。
- ④ 証明書を記載した日付をご記入ください。
- ⑤ 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

実務経験証明書(社福・医療機関用)

※願書提出日より3か月以内のものに限る。

社会福祉士一般養成通信課程 医療機関職員用

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校 学校長 殿

フリガナ	ミライ ハナコ	生年月日	
本人氏名	未来 花子	西暦 198●年 ●月 ●日生	
医療機関種類 (法上の施設種類)	病院・診療所 (該当種類を○で囲むこと。)		
勤務先医療機関所在地	東京都足立区綾瀬△-△		
勤務先医療機関名称	みらい病院		
職種 (法上の職種名)	1. 相談員 (ケアマネジャー等) 2. 退院後生活環境相談員		

以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 年 月 日より当医療機関において上記アからエまでの相談援助業務を行う職員として勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 2016年 4月 1日より 西暦 2017年 3月 31日まで、当医療機関に勤務を主たる業務として行っていたことを証明します。

証明日：西暦 2027年 1月 10日

施設・機関所在地 東京都足立区綾瀬△-△

施設・機関名 医療法人未来 みらい病院

施設・機関代表者 院長 三幸 次郎

- ① 勤務先名、所在地を省略せずに正確に記入してください。
- ② 職種・施設種類については、本冊子P41をご確認いただき、該当する職種・施設種類を正確に記入してください。
- ③ 証明書を記載した日付をご記入ください。
- ④ 証明権者の施設・機関名、所在地、推薦者氏名を記名していただき、公印で押印をお願いします。
- ⑤ 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

出願に関する個人情報の取り扱いについて

本校では、個人情報(住所・氏名・電話番号などの個人を識別できる情報)保護にあたって適切な管理体制にもつき取り扱っております。なお、出願書類に記載された個人情報は、資料送付、その他ご案内の連絡のためにのみ使用させていただきます。

注意

- ・パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- ・黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。(消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。)
- ・修正液等での修正は認められませんので、印鑑にてご訂正ください。

出願書類記入例

様式8 実務経験証明書 (精神)

実務経験証明書 (精神)

※願書提出日より3か月以内のものに限る。

精神保健福祉士養成通信課程

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校
学校長 殿

フリガナ	ミライ ハナコ	生 年 月 日
本人氏名	未来 花子	西暦 198●年 ●月 ●日生
職 種 (法令上の職種名)	生活支援員	
施設種類 (法令上の施設種類)	障害福祉サービス事業 就労継続支援	
勤務先 施設・機関名	ミライ	
勤務先 施設・機関所在地	東京都足立区綾瀬〇-〇-〇	

以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 2016年 4月 1日より当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 西暦 年 月 日まで、当病院施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

証明日：西暦 2027年 1月 10日

施設・機関所在地	東京都足立区綾瀬△-△
施設・機関名	社会福祉法人 未来
施設・機関代表者	取締役 三幸 太郎

証明権者 (印)

記入者：施設・事業所

① 職種・施設種類については、本冊子P46～50をご確認いただき、該当する職種・施設種類を正確に記入してください。

③ 証明書を記載した日付をご記入ください。

記入者：施設・事業所

⑤ 2027年3月31日時点で出願資格・実習免除資格を満たされる方は朱書きで「見込」と記入してください。

② 勤務先名、所在地を省略せずに正確に記入してください。

④ 証明権者の施設・機関名、所在地、推薦者氏名を記名していただき、公印で押印をお願いいたします。

実務経験証明書は証明権者である施設・機関の代表者の方にご記入をご依頼ください。

※用紙が複数枚必要な場合は、必要枚数をコピーしてご使用ください。

ホームページからも一部書式をダウンロードいただけます

<https://www.sanko.ac.jp/tokyo-fukushi-tsushin/application/>



注意

- ・パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- ・黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。(消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。)
- ・修正液等での修正は認められませんので、印鑑にてご訂正ください。

2027年度 入学願書
【社会福祉士一般養成通信課程】

出願方法 ※いずれかの□に✓印をつけてください。	<input type="checkbox"/> 推薦入学 (推薦書あり)	<input type="checkbox"/> 一般入学	正面上半身脱帽 証明書用写真貼付 3か月以内に撮影したカラーのもの。 写真の裏に氏名を記入して完全に貼付する。 タテ4cm×ヨコ3cm 背景無地
フリガナ			
氏名	(旧姓)		
生年月日	西暦	年 月 日 (2027年4月1日時点)	歳
現住所	〒 -		
電話番号	自宅:	()	
	携帯電話:	()	
メールアドレス			
最終学歴 (学校名)	大学・短期大学(年制) 卒業・修了 専門学校(年制)・高等学校 卒業(修了)見込		
現在の勤務先	学部:	学科:	
職歴	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
取得資格 (医療・福祉・心理系)			

出願資格 ※当てはまるもの□に✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> ①一般大学等4年	実務経験1年以上有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ②3年制短期大学・3年制専門学校	+ 実務経験1年	
	<input type="checkbox"/> ③2年制短期大学・2年制専門学校	+ 実務経験2年	
	<input type="checkbox"/> ④実務経験4年		
	「ソーシャルワーク実習」履修による実習一部免除の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「介護実習」履修による実習一部免除の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

現場実習に行かれる方

当校では平日に現場実習を実施いたします。
現場実習に行かれる方は、以下の内容をご確認の上、ご署名とご捺印をお願いいたします。
※機能の異なる福祉施設2か所での実習が必要となります。
現場実習は平日連続で実施することを承諾いたします。

署名 _____ (印)

※裏面へもご記入ください。



スクーリングクラスの希望

- 下記クラスリストから、ご希望のクラスをご記入ください。 ●必ず第3希望までご記入ください。
- 第1～第3希望クラスは必ず異なるクラスをご記入ください。

ク ラ ス ※ご希望クラスをご記入ください。	第1希望	【		】	クラス
	第2希望	【		】	クラス
	第3希望	【		】	クラス

※記入に不備があった場合、入学手続きはできませんのでご了承ください。 ※当校の個人情報保護規定に従い、上記の情報は厳重に管理いたします。

2027年度 スクーリングクラス
 綾瀬土曜クラス・綾瀬日曜クラス・綾瀬水曜クラス・綾瀬短期集中クラス・池袋土日クラス・千葉土日クラス
 横浜土日クラス・水戸土日クラス・立川土日クラス・大宮土日クラス・大宮短期集中クラス
 ※状況により変更になる場合もございます。HPに最新情報を掲載しますので、ご確認ください。また、日程の最終確定は2026年3月下旬を予定しております。

会場MAP お知らせ

教育訓練給付制度の申し込み

社会福祉士一般養成通信課程（実習免除）
 社会福祉士一般養成通信課程（実習あり）

※該当する通信課程に✓印を入れてください。

割引制度の申し込み

三幸グループの講座、専門学校などを修了・卒業された方
 東京未来大学福祉保育専門学校通信課程修了生に紹介された方

※該当する方は✓印を入れてください。

一般入学の方は選考料の振込明細書（原本）を下記に貼付してください。

振込明細書（原本）

貼付スペース

（ 入りきらない場合は、
折り曲げてください。 ）

※ネットバンキングでお振込みの場合は、振込完了画面を印刷したものを貼付してください。
 ※印刷環境がない場合は、下記にご記入ください。

振込日：_____年_____月_____日
 振込銀行名：_____
 振込支店名：_____
 振込口座名義人：_____

※記入に漏れがないかご確認ください。

切取線

2027年度 入学願書
【精神保健福祉士養成通信課程】

養成種別 ※いずれかの□に✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 短期	正面上半身脱帽 証明書用写真貼付 3か月以内に撮影した カラーのもの。 写真の裏に氏名を記入 して完全に貼付する。 タテ4cm×ヨコ3cm 背景無地
出願方法 ※いずれかの□に✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 推薦入学（推薦書あり）	<input type="checkbox"/> 一般入学	
フリガナ			
氏名			(旧姓)
生年月日	西暦	年 月 日	(2027年4月1日 時点 歳)
現住所	〒 -		
電話番号	自宅：	()	
	携帯電話：	()	
メールアドレス			
最終学歴 (学校名)	大学・短期大学(年制)		卒業・修了
	専門学校(年制)・高等学校		卒業(修了)見込
	学部：	学科：	
現在の勤務先			
職歴	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
取得資格 (医療・福祉・心理系)			

✓ 該当欄にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 一般養成通信課程	出願資格 ※あてはまるもの□に1つ✓印をつけてください	<input type="checkbox"/> ①一般大学等4年	実務経験1年以上有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> ②3年制短期大学・3年制専門学校	+ 実務経験1年	
		<input type="checkbox"/> ③2年制短期大学・2年制専門学校	+ 実務経験2年	
		<input type="checkbox"/> ④実務経験4年		
<input type="checkbox"/> 短期養成通信課程	出願資格 ※あてはまるもの□に1つ✓印をつけてください	<input type="checkbox"/> ①4年制福祉系大学等で基礎科目を履修	実務経験1年以上有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> ②3年制福祉系大学・専門学校で基礎科目を履修	+ 実務経験1年	
		<input type="checkbox"/> ③2年制福祉系大学・専門学校で基礎科目を履修	+ 実務経験2年	
		<input type="checkbox"/> ④社会福祉士（登録見込み含む）	実務経験1年以上有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		「ソーシャルワーク実習」履修による実習一部免除の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※裏面へもご記入ください。

推 薦 書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校

学校長 殿

入学にあたり、下記の者は人格ともに優秀な者として認めますので、
貴校へ推薦いたします。

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		西暦 年 月 日生

西暦 年 月 日

《推薦者》

所 在 地	
施設・事業所名	
推 薦 者 名	公印

切
取
線

実務経験証明書と併せてご提出ください。

実務経験申告書

出願校名 学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校

学校長 殿

申告者住所 _____

申告者氏名 _____

私の相談援助に関する実務経験は次のとおりです。
実務経験証明書を添えて申告いたします。

所属している(していた) 施設名または機関名	職 種 [コー ド]	所属期間	証明権者 (注4)
記入例 就労継続支援B型 事業所 みらい	生活支援員 [F98-1]	西暦 2015年 4月 1日 ～ 現在 年 月 日 (所属期間 11年 9か月)	三幸太郎
	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 か月)	
	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 か月)	
	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 か月)	
	[]	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (所属期間 年 か月)	

(注) 1 実務経験証明書の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。

- 職種については、募集要項P34～P50ページの省令等により該当する職種を正確にご記入ください。
省令等に定める以外の名称を記載した場合、入学選考の対象にできない場合があります。
- 上記職種のコードについては、募集要項P34～P50の該当職種の右欄に記載の英数字をご記入ください。
- この実務経験申告書は、入学希望者本人がご記入ください。
なお、証明権者の欄には、実務経験証明書の施設・機関の代表者名をご記入ください。
- 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押してください。修正液等による訂正は認められません。

*ご記入いただいた個人情報は学校法人三幸学園の学生管理の目的以外では使用いたしません。

切
取
線

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校

学校長 殿

フリガナ		生年月日
本人氏名		西暦 年 月 日生
職種 (法令上の職種名)	募集要項P34～P45を参照の上、正確に記入してください。	
施設種類 (法令上の施設種類)	募集要項P34～P45を参照の上、正確に記入してください。	
勤務先 施設・機関名		
勤務先 施設・機関所在地		
以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。 (1) 上記の者は、西暦 年 月 日より当施設・機関において勤務し、相談援助を業務として行っていることを証明します。 (2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、相談援助を業務として行っていたことを証明します。 証明日：西暦 年 月 日		
証明権者	施設・機関所在地	
	施設・機関名	
	施設・機関代表者	公印

- (注) 1 募集要項P34～P45に記載されている施設種類及び職種の表記どおりにご記入ください。表記どおりにご記入されていない場合は、入学選考の対象にできない場合があります。施設種類には、入所・通所の別もご記入ください。
- 2 福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、募集要項P34～P45に記載されている「指定施設における相談援助業務の範囲」の当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者の概ね4分の3以上であるものを含む）に従事した期間を通算として計算するものとする。
- 3 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士」第32条の規定により社会福祉士登録の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- 4 この実務経験証明書は、証明権者である施設・機関の代表者の方にご記入をご依頼ください。
- 5 証明内容を訂正した場合には、証明者の印（公印）を押印ください。修正液等での訂正は認められません。
- 6 パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- 7 ご記入の際には、黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。（消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。）
- 8 本証明書が複数枚必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 9 実務経験証明書は、願書提出日より3か月以内のものに限ります。

※ご記入いただいた個人情報、学校法人三幸学園の学生管理の目的以外では使用いたしません。

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校

学校長 殿

フリガナ		生年月日
本人氏名		西暦 年 月 日生
医療機関種類 (法令上の施設種類)	病院 ・ 診療所 (該当種類を○で囲むこと。)	
勤務先医療機関 所在地		
勤務先医療機関 名称		
職 種 (法令上の職種名) 該当職種を○で囲む こと。 募集要項P41を参照	1. 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 2. 退院後生活環境相談員	アからエまでの相談援助業務をすべて行っていることが必要です。 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉 の関係機関、関係職種等との連携等の活動
以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。 (1) 上記の者は、西暦 年 月 日より当医療機関において上記アからエまでの相談援助業務を行う職員として勤務し、相談援助を業務として行っていることを証明します。 (2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 西暦 年 月 日まで、当医療機関において上記アからエまでの相談援助業務を行う職員として勤務し、相談援助を業務として行っていたことを証明します。 証明日：西暦 年 月 日		
証 明 権 者	施設・機関所在地	
	施設・機関名	
	施設・機関代表者	公印

- (注) 1 募集要項P41に記載されている施設種類及び職種の表記どおりにご記入ください。表記どおりにご記入されていない場合は、入学選考の対象にできない場合があります。施設種類には、入所・通所の別もご記入ください。
- 2 福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、募集要項P41に記載されている「指定施設における相談援助業務の範囲」の当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者の概ね4分の3以上であるものを含む)で従事した期間を通算として計算するものとする。
- 3 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士」第32条の規定により社会福祉士登録の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- 4 この実務経験証明書は、証明権者である施設・機関の代表者の方にご記入をご依頼ください。
- 5 証明内容を訂正した場合には、証明者の印(公印)を押印ください。修正液等での訂正は認められません。
- 6 パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- 7 ご記入の際には、黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。(消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。)
- 8 本証明書が複数枚必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 9 実務経験証明書は、願書提出日より3か月以内のものに限ります。

※ご記入いただいた個人情報は、学校法人三幸学園の学生管理の目的以外で使用いたしません。

実務経験証明書

学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校

学校長 殿

フリガナ		生 年 月 日
本人氏名		西暦 年 月 日生
職 種 (法令上の職種名)	募集要項P46～P50を参照の上、正確に記入してください。	
施設種類 (法令上の施設種類)	募集要項P46～P50を参照の上、正確に記入してください。	
勤務先 施設・機関名		
勤務先 施設・機関所在地		
以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。 (1) 上記の者は、西暦 年 月 日より当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っていることを証明します。 (2) 上記の者は、西暦 年 月 日より 西暦 年 月 日まで、当病院施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っていたことを証明します。 証明日：西暦 年 月 日		
証 明 権 者	施設・機関 所在地	
	施設・機関名	
	施設・機関 代表者	公印

- (注) 1 募集要項P46～P50に記載されている施設種類及び職種の表記どおりにご記入ください。表記どおりにご記入されていない場合は、入学選考の対象にできない場合があります。施設種類には、入所・通所の別もご記入ください。
- 2 福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、募集要項P46～P50に記載されている「指定施設における相談援助業務の範囲」の当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者の概ね4分の3以上であるものを含む）に従事した期間を通算として計算するものとする。
- 3 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「精神保健福祉士法」第32条の規定により精神保健福祉士登録の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- 4 この実務経験証明書は、証明権者である施設・機関の代表者の方にご記入をご依頼ください。
- 5 証明内容を訂正した場合には、証明者の印（公印）を押印ください。修正液等での訂正は認められません。
- 6 パソコン作成は禁止です。必ず手書きでご記入ください。
- 7 ご記入の際には、黒またはブルーブラックのボールペンでご記入ください。（消えるペン・鉛筆の使用は禁止です。）
- 8 本証明書が複数枚必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 9 実務経験証明書は、願書提出日より3か月以内のものに限ります。

*ご記入いただいた個人情報は、学校法人三幸学園の学生管理の目的以外では使用いたしません。

調 査 書

フリガナ	
氏 名	

質問事項		どちらかに○		該当者記入欄
①	現在治療中の病気がありますか。	ない	ある	病名等
				通院 回/月
				薬剤の名称等
②	スクーリング（面接授業）や現場実習に支障なく参加できますか。 『できない』と答えた方は、どのような理由がありますか。	できる	できない	具体的な理由
③	ボランティアの経験はありますか。	ある	ない	活動内容
④	今年度入学することを希望するにあたり、職場や家族等相談された方はいますか。	いる	いない	相談した人
⑤	当校の学校説明会にご参加いただいたことはありますか。	ある	ない	いつ頃
⑥	当校をどのようにお知りになりましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 紹介《友人知人・在校生・行政・ハローワーク・その他（ ）》 ・ 三幸グループ卒業生・修了生（ ） ・ その他（ ） 		
⑦	学校を選択するにあたり、重視したことは何ですか。（複数回答可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクーリング会場 ・ スクーリングの曜日 ・ スクーリング日程の振替ができること ・ 国家試験対策の有無 ・ 学費 ・ アクセスが良い ・ 通信学習やスクーリングのフォロー体制 ・ 割引の有無（早期 ・ 三幸グループ） ・ その他（ ） 		

①②につきましては、スクーリング・実習に配慮が必要な方はご記入の上ご相談ください。

切取線

指定施設における相談援助業務の範囲

施設(事業)種類	職種	コード	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	F09-1	
	保育士	F09-2	
	個別対応職員	F09-3	
	家庭支援専門相談員	F09-4	
	自立支援担当職員	F09-5	
重症心身障害児施設	★児童指導員(注意2)	F10-1	
	★保育士(注意3)	F10-2	
	心理指導員(心理指導を担当する職員)	F10-3	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	F11-1	
	児童生活支援員	F11-2	
	個別対応職員	F11-3	
	家庭支援専門相談員	F11-4	
	職業指導員	F11-5	
	自立支援担当職員	F11-6	
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	F12-1	
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	F13-1	
	里親等支援員	F13-2	
	里親研修等担当者	F13-3	
	家庭支援専門相談員	F13-4	
	自立支援担当職員	F13-5	
	養親等相談支援員	F13-6	
	市町村連携支援員	F13-7	
	レスパイト・ケア担当職員	F13-8	
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員(注意1)	F14-1
		★児童指導員(注意2)	F14-2
		★保育士(注意3)	F14-3
		児童発達支援管理責任者	F14-4
		★障害福祉サービス経験者(注意4)	F14-5
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	F14-6
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員(注意1)	F15-1
		★児童指導員(注意2)	F15-2
		★保育士(注意3)	F15-3
		児童発達支援管理責任者	F15-4
		★障害福祉サービス経験者(注意4)	F15-5
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	F15-6
居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)(注意1)	F16-1	
	児童発達支援管理責任者	F16-2	
保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)(注意1)	F17-1	
	児童発達支援管理責任者	F17-2	
障害児相談支援事業	相談支援専門員	F18-1	
	相談支援員	F18-2	
乳児院	児童指導員	F19-1	
	保育士	F19-2	
	個別対応職員	F19-3	
	家庭支援専門相談員	F19-4	
	里親支援専門相談員	F19-5	
医療型児童発達支援を行なう施設	児童指導員(注意2)	F20-1	
	保育士(注意3)	F20-2	
	児童発達支援管理責任者	F20-3	
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	F20-4	
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が 設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	★児童指導員(注意2)	F21-1	
	★保育士(注意3)	F21-2	

施設(事業)種類	職種	コード
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	F22-1
	個別対応職員	F22-2
	自立支援担当職員	F22-3
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F23-1
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	F24-1
養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	F25-1
児童厚生施設(児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行なっている者	F26-1
親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	F27-1
社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	F28-1
	生活相談支援員	F28-2
	就労相談支援員	F28-3
妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	F29-1
	母子支援員	F29-2
子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員	F30-1
児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	F31-1
こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	F32-1
	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	F32-2
	統括支援員	F32-3
妊産婦等包括相談支援事業を行なう事業所	相談支援業務を行なっている職員	F33-1
地域子育て相談機関	相談支援業務を行なっている職員	F34-1

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	F35-1
	相談員	F35-2

その他

施設(事業)種類	職種	コード
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F36-1
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	F37-1
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F38-1
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	F39-1
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F40-1
重症心身障害児(者)通園事業を行なう施設	★児童指導員(注意2)	F41-1
	★保育士(注意3)	F41-2
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	F42-1
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	F43-1
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	F44-1

- (注意1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (注意2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (注意3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (注意4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
- ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

指定施設における相談援助業務の範囲

2 高齢者分野

介護保険法			
施設(事業)種類	職種	コード	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F45-1 F45-2
	介護老人保健施設	支援相談員	F46-1
		相談指導員	F46-2
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F46-3
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F47-1
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F48-1	
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)	F49-1	
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	F50-1	
	計画作成担当者	F50-2	
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む	生活相談員	F51-1	
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	F52-1
		支援相談員	F53-1
		支援相談員	F54-1
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	F55-1
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	F56-1	
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F57-1	
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F58-1	
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F59-1	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	F60-1	
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F60-2	
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	F61-1	
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	F62-1	
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	F63-1	

(注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
(注意6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

老人福祉法		
施設(事業)種類	職種	コード
養護老人ホーム	生活相談員	F64-1
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	F65-1

軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型)・都市型軽費老人ホーム ・ケアハウス を含む	生活相談員	F66-1
	主任生活相談員	F66-2
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	F67-1
老人短期入所施設	生活相談員	F68-1
老人デイサービスセンター	生活相談員	F69-1
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	F70-1
有料老人ホーム	生活相談員	F71-1

その他		
施設(事業)種類	職種	コード
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	F72-1
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	F73-1
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	F74-1
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	F75-1

3 障害者分野

身体障害者福祉法		
施設(事業)種類	職種	コード
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	F76-1
	心理判定員	F76-2
	職能判定員	F76-3
	ケース・ワーカー	F76-4
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	F77-1
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	F78-1

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
施設(事業)種類	職種	コード
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F79-1
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F79-2
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F79-3
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F79-4

知的障害者福祉法		
施設(事業)種類	職種	コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	F80-1
	心理判定員	F80-2
	職能判定員	F80-3
	ケース・ワーカー	F80-4

指定施設における相談援助業務の範囲

障害者総合支援法			
施設(事業)種類	職種	コード	
障害者支援施設	★生活支援員(注意7)	F81-1	
	就労支援員	F81-2	
	サービス管理責任者	F81-3	
地域活動支援センター	★指導員(注意7)	F82-1	
福祉ホーム	管理人	F83-1	
基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	F84-1	
身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員(注意7)	F85-1
	身体障害者療養施設	★生活支援員(注意7)	F86-1
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(注意7)	F87-1
	身体障害者福祉工場	★指導員(注意7)	F88-1
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	F89-1 F89-2
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	F90-1 F90-2
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	F91-1 F91-2
	精神障害者福祉ホーム	管理人	F92-1
知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員(注意7)	F93-1
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(注意7)	F94-1
	知的障害者通所寮	★生活支援員(注意7)	F95-1
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員(注意7) サービス管理責任者	F96-1 F96-2
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員(注意7) サービス管理責任者	F97-1 F97-2
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員(注意7)	F98-1
		就労支援員	F98-2
		サービス管理責任者	F98-3
	職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)		F98-4
		★生活支援員(注意7)	F99-1
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	サービス管理責任者	F99-2
		職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)	F99-3
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	F100-1
		サービス管理責任者	F100-2
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	F101-1
		サービス管理責任者	F101-2
療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	F102-1	
短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	F103-1	
重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	F104-1	
共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	F105-1	
共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	F106-1	
一般相談支援事業所	相談支援専門員	F107-1	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	F108-1	
	相談支援員	F108-2	
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	F109-1	

施設(事業)種類	職種	コード	
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F110-1
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F111-1
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F112-1

(注意7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

のぞみの園法

施設(事業)種類	職種	コード
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	F113-1
	相談援助業務を行なっているケースワーカー	F113-2

発達障害者支援法

施設(事業)種類	職種	コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	F114-1
	就労支援を担当する職員	F114-2

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	F115-1
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	F116-1
	職場適応援助者	F116-2
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	F117-1
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	F118-1
	就業支援担当者	F118-2
	主任職場定着支援担当者	F118-3
	生活支援担当職員	F118-4

職業安定法

施設(事業)種類	職種	コード
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	F119-1
	障害学生等雇用サポーター	F119-2

その他

施設(事業)種類	職種	コード
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	F120-1
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	F121-1
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	F122-1
	地域移行推進員	F122-2
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	F123-1
	地域移行推進員	F123-2
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	F124-1
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	F125-1

指定施設における相談援助業務の範囲

第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって職場適応援助を行なっている者	F126-1
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって職場適応援助を行なっている者	F127-1

4 その他の分野

地域保健法

施設(事業)種類	職種	コード
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F128-1
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F128-2
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F128-3
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	F128-4

医療法

施設(事業)種類	職種	コード
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	F129-1
	退院後生活環境相談員	F129-2

生活保護法

施設(事業)種類	職種	コード
救護施設	生活指導員	F130-1
更生施設	生活指導員	F131-1
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	F132-1
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	F133-1
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	F134-1
子どもの進路選択支援事業を行なっている事業所	支援員	F135-1
被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	被保護者就労準備支援担当者	F136-1
被保護者家計改善支援事業を行なっている事業所	家計改善支援員	F137-1
被保護者地域居住支援事業を行なっている事業所	居住支援員	F138-1
日常生活支援住居施設	生活支援員	F139-1
	生活支援提供責任者	F139-2

生活困窮者自立支援法

施設(事業)種類	職種	コード
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 生活困窮者就労準備支援事業を行なっている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	F140-1
	相談支援員	F140-2
	就労支援員	F140-3
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	F140-4
	就労準備支援担当者	F140-5
	住まい相談支援員	F140-6
	子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員	F140-7

社会福祉法

施設(事業)種類	職種	コード
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	F141-1
	身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	F141-2
	知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	F141-3
	老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	F141-4
	現業員・ケースワーカー	F141-5
	家庭児童福祉主事	F141-6
	家庭相談員	F141-7
	面接相談員	F141-8
	女性相談支援員	F141-9
	母子・父子自立支援員、母子相談員	F141-10
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	F141-11
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	F141-12
	生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	F141-13
	生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	F141-14
	生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	F141-15
	生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	F141-16
隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	F142-1
都道府県社会福祉協議会	専門員	F143-1
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	F143-2
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	F144-1
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	F144-2
	専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員)	F144-3

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
女性相談支援センター	相談支援員	F145-1
	心理支援員	F145-2
	女性相談支援員	F145-3
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	F146-1

母子保健法

施設(事業)種類	職種	コード
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	F147-1
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	F148-1

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設(事業)種類	職種	コード
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員	F149-1

指定施設における相談援助業務の範囲

刑事収容施設法		
施設(事業)種類	職種	コード
刑事施設	刑務官	F150-1
	法務教官	F150-2
	法務技官(心理)	F150-3
	福祉専門官	F150-4

少年院法		
施設(事業)種類	職種	コード
少年院	法務教官	F151-1
	法務技官(心理)	F151-2
	福祉専門官	F151-3

少年鑑別所法		
施設(事業)種類	職種	コード
少年鑑別所	法務教官	F152-1
	法務技官(心理)	F152-2

更生保護法		
施設(事業)種類	職種	コード
地方更生保護委員会	保護観察官	F153-1
	社会復帰調整官	F153-2
保護観察所	保護観察官	F154-1
	社会復帰調整官	F154-2

更生保護事業法		
施設(事業)種類	職種	コード
更生保護施設	補導主任	F155-1
	補導員	F155-2
	福祉職員	F155-3
	薬物専門職員	F155-4

裁判所法		
施設(事業)種類	職種	コード
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	F156-1

労働者災害補償保険法		
施設(事業)種類	職種	コード
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	F157-1

難病の患者に対する医療等に関する法律		
施設(事業)種類	職種	コード
難病相談支援センター	難病相談支援員	F158-1

成年後見制度の利用の促進に関する法律		
施設(事業)種類	職種	コード
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	F159-1

配偶者暴力防止法		
施設(事業)種類	職種	コード
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	F160-1

その他		
施設(事業)種類	職種	コード
就業支援事業を行なっている施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	相談援助業務を行なっている相談員	F161-1
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	F162-1
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	F163-1
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	F164-1
就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	F165-1
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	F166-1
	その他相談援助業務を行なっている職員	F166-2
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	F167-1
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	F168-1
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	F169-1
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	F170-1
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	F171-1
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	F172-1
	相談支援員	F172-2
	就労支援員	F172-3
	家計相談支援員	F172-4
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	F173-1
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	F174-1
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	F175-1
地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	F176-1
官民協働等女性支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	F177-1
若年被害女性等支援事業を行なう事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	F178-1
厚生労働大臣が個別に認めた施設	個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。当校へお問い合わせください。 個別認定には時間を要するため、出願受付は 第1次日程のみ となります。(本冊子P1参照)	

5 現在廃止事業の分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設(事業)種類	職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	F179-1
	生活指導員	F179-2
身体障害者福祉ホーム	管理人	F180-1
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	F181-1
	精神障害者社会復帰指導員	F181-2

指定施設における相談援助業務の範囲

施設(事業)種類	職種	コード
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月~19年3月]	相談援助業務を行なっている職員	F182-1
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F183-1
知的障害者デイサービスセンター	指導員	F184-1
	生活指導員	F184-2
	相談援助業務を行なっている職員	F184-3
知的障害者福祉ホーム	管理人	F185-1
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F186-1
障害者デイサービスを行なう施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	F187-1
経過的デイサービス事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月~19年3月]	相談援助業務を行なっている職員	F188-1
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	F189-1
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F190-1
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (・高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	F191-1
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	F192-1
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員	F193-1
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	F194-1
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	F195-1
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	F196-1
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	F197-1
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F198-1

精神保健福祉士

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲は、次のとおりとなっています。
【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】
【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)】
【指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号)】

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
・ケースカンファレンス等の会議への出席
・ケース記録等の関係書類の整理
・職員間の申し送り、連絡、調整
・関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児院に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

対象となる施設・事業種類・職種：いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
施設(事業)種類	職種	コード
精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	S01-1
精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	S01-2

児童福祉法			
施設(事業)種類	職種	コード	
障害児通所支援事業を行なう施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	・相談援助業務に従事する職員	S02-1
乳児院	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・個別対応職員 ・里親支援専門相談員 ・心理療法担当職員		S02-2
児童養護施設	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員 ・個別対応職員 ・心理療法担当職員 ・自立支援担当職員 ・里親支援専門相談員		S02-3
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・職業指導員 ・心理担当職員		S02-4
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員		S02-5

指定施設における相談援助業務の範囲

施設(事業)種類	職種	コード
児童相談所	・児童福祉司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・児童心理司 ・児童指導員 ・保育士 ・心理療法担当職員	S02-6
母子生活支援施設	・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・心理療法担当職員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員 ・保育士	S02-7
障害児相談支援事業を行なう施設	・相談支援専門員 ・相談支援員	S02-8
児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・職業指導員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・自立支援担当職員	S02-9
児童家庭支援センター	・[児童福祉施設の設備及び運営に関する基準]第88条の3第1項に規定する職員	S02-10
児童自立生活援助事業を行なう施設	・相談援助業務を行なう指導員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員	S02-11
里親支援センター	・里親制度等普及促進担当者 ・里親等支援員 ・里親研修等担当者 ・養親等相談支援員 ・自立支援担当職員 ・家庭支援専門相談員 ・市町村連携支援員 ・心理療法担当職員	S02-12
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員	S02-13
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・母子支援員	S02-14
一時保護施設	・児童指導員 ・保育士 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員	S02-15
養育支援訪問事業を行なっている事業所	・訪問支援者	S02-16
親子再統合支援事業を行なっている事業所	・相談援助業務を行なっている職員	S02-17

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
民間あっせん機関	・養子縁組あっせん責任者 ・相談員	S03-1

地域保健法

施設(事業)種類	職種	コード
保健所	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	S04-1
市町村保健センター		

医療法

施設(事業)種類	職種	コード
病院(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る) 診療所(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	S05-1

生活保護法

施設(事業)種類	職種	コード
救護施設	・生活指導員	S06-1
更生施設		
被保護者就労支援事業を行なう事業所	・就労支援員	S06-2

被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域居住支援事業を行なう事業所	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者 ・家計改善支援員 ・居住支援員	S06-3
就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	・就労支援員	S06-4
日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者	S06-5

地方自治体

施設(事業)種類	職種	コード
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	S07-1
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署		

生活困窮者自立支援法

施設(事業)種類	職種	コード
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者	S08-1
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所		
生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所		

社会福祉法

施設(事業)種類	職種	コード
福祉事務所	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・[セーフティネット支援対策等事業の実施について]別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	S09-1
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	・専門員	S09-2
市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	S09-3

知的障害者福祉法

施設(事業)種類	職種	コード
知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケースワーカー	S10-1

法務省設置法

施設(事業)種類	職種	コード
保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官	S11-1

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー	S12-1
地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者	S12-2

指定施設における相談援助業務の範囲

障害者就業・生活支援センター	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員 ・主任職場定着支援担当者	S12-3
----------------	---	-------

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設(事業)種類	職種	コード
女性相談支援センター	・相談指導員 ・心理支援員 ・女性相談支援員	S13-1
女性自立支援施設	・入所者の自立支援を行なう職員	S13-2

刑事収容施設法

施設(事業)種類	職種	コード
刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官	S14-1

少年院法

施設(事業)種類	職種	コード
少年院	・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官	S15-1

少年鑑別所法

施設(事業)種類	職種	コード
少年鑑別所	・法務教官 ・法務技官(心理)	S16-1

更生保護事業法

施設(事業)種類	職種	コード
更生保護施設	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員	S17-1

発達障害者支援法

施設(事業)種類	職種	コード
発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員	S18-1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)種類	職種	コード	
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設 自立訓練を行なう施設	・生活支援員 ・サービス管理責任者	S19-1
	就労移行支援を行なう施設	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・職業指導員	S19-2
	就労継続支援を行なう施設	・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・職業指導員	S19-3
	就労定着支援を行なう施設	・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員	S19-4
	自立生活援助を行なう施設	・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員	S19-5
	短期入所を行なう施設 重度障害者等包括支援を行なう施設 共同生活援助を行なう施設(共同生活介護であった期間を含む)	・相談援助業務に従事する職員	S19-6

施設(事業)種類	職種	コード	
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	・相談援助業務に従事する職員	S19-7
	障害者相談支援事業を行なっている施設		
	障害児等療育支援事業を行なっている施設		
一般相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	・相談支援専門員	S19-8	
特定相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	・相談支援専門員 ・相談支援員	S19-9	
障害者支援施設	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者	S19-10	
地域活動支援センター	・指導員	S19-11	
福祉ホーム	・管理人	S19-12	
基幹相談支援センター	・相談援助業務に従事する職員	S19-13	

介護保険法

施設(事業)種類	職種	コード
地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (注意1) (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	S20-1

(注意1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

施設(事業)種類	職種	コード
公共職業安定所	・精神・発達障害者雇用サポーター ・障害学生等雇用サポーター	S21-1

その他

施設(事業)種類	職種	コード
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員	S22-1
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	・相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	S22-2
第1号職場適応援助者助成金 または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	・第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助支援を行なっている者	S22-3
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	S22-4
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	・スクールソーシャルワーカー	S22-5
就業支援事業を行なう施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	・就業相談業務を行なう相談員	S22-6
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	・相談員	S22-7
ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター	S22-8
地域生活定着支援センター	・相談援助業務に従事する職員	S22-9
ホームレス自立支援事業を行なう施設	・生活相談指導員	S22-10
地域若者サポートステーション	・相談援助業務に従事する職員	S22-11
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・支援コーディネーター	S22-12
子ども家庭総合支援拠点	・相談援助業務を行なっている職員	S22-13
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。当校へお問い合わせください。個別認定には時間を要するため、出願受付は 第1次日程のみ となります。(本冊子P1参照)	

現在廃止事業の分野

施設(事業)種類	職種	コード
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人	S23-1
精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人	S23-2
知的障害者援護施設	・生活支援員	S23-3
児童デイサービス	・相談援助業務に従事する職員	S23-4